

別紙様式1

年 月 日

千葉県知事

様

(応募者)

所在地

名 称

代表者の役職及び氏名

令和7年度千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る課題提案書

令和7年度千葉県フードバンク活動支援事業補助金に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出する。

【本件責任者及び担当者】

氏 名 :

所 属 :

役 職 :

連絡先 :

E-Mail :

別紙様式2

課題提案書（応募者に関する事項）

事業名	令和7年度千葉県フードバンク活動支援事業	
応募する メニューに○		中核的フードバンク活動支援事業
		地域拠点フードバンク活動支援事業（ 圏域）

※「地域拠点フードバンク活動支援事業」に応募する場合は、（ ）内に活動予定の圏域名を記載してください。

団体の名称・所在地		
運 営 法 人	名 称	※法人格を有している場合のみ記入してください。
	所 在 地	
フ ー ド バ ン ク 団 体 名	名 称	※任意団体の場合や、法人名と別にフードバンクとしての屋号を用いている場合等に記入してください。
	所 在 地	
団体の活動地域		
フードバンク活動による食品の提供を実施している地域		
圏域	市町村	
☐ 千葉	☐ 千葉市	
☐ 船橋	☐ 船橋市	
☐ 柏	☐ 柏市	
☐ 習志野	☐ 習志野市、 ☐ 八千代市、 ☐ 鎌ケ谷市	
☐ 市川	☐ 市川市、 ☐ 浦安市 ☐	
☐ 松戸	☐ 松戸市、 ☐ 流山市、 ☐ 我孫子市	
☐ 野田	☐ 野田市	
☐ 印旛	☐ 成田市、 ☐ 佐倉市、 ☐ 四街道市、 ☐ 八街市、 ☐ 印西市、 ☐ 白井市、 ☐ 富里市 ☐ 印旛郡（ ☐ 栄町、 ☐ 酒々井町）	
☐ 香取	☐ 香取市、 ☐ 香取郡（ ☐ 神崎町、 ☐ 多古町、 ☐ 東庄町）	
☐ 海匝	☐ 銚子市、 ☐ 旭市、 ☐ 匝瑺市	
☐ 山武	☐ 東金市、 ☐ 山武市、 ☐ 大網白里市、 ☐ 山武郡（ ☐ 九十九里町、 ☐ 芝山町、 ☐ 横芝光町）	
☐ 長生	☐ 茂原市、 ☐ 長生郡（ ☐ 一宮町、 ☐ 睦沢町、 ☐ 長生村、 ☐ 白子町 ☐ 長柄町、 ☐ 長南町）	
☐ 夷隅	☐ 勝浦市、 ☐ いすみ市、 ☐ 夷隅郡（ ☐ 大多喜町、 ☐ 御宿町）	
☐ 安房	☐ 館山市、 ☐ 鴨川市、 ☐ 南房総市、 ☐ 安房郡（ ☐ 鋸南町）	
☐ 君津	☐ 木更津市、 ☐ 君津市、 ☐ 富津市、 ☐ 袖ケ浦市	
☐ 市原	☐ 市原市	
※該当する圏域又は市町村にチェック（☒又は■）してください。 ※圏域内の全市町村該当する場合は、該当する圏域にチェックしていただければ、当該圏域内の各市町村にチェックする必要はありません。		

団体概要			
※フードバンク団体としての設立(活動開始)の経緯や、主な活動等について記載してください。			
前事業年度におけるフードバンク活動実績（食品取扱量）			
[受入量]	kg	[提供量]	kg
※[受入量]又は[提供量]のいずれかを重量ベース(kg単位)で記入してください。			
過去3年以内における補助金等の交付決定取消の有無及びその原因となる行為の概要			
※該当する場合は、当該取消を受けた日も含めて記載してください。			

※必要に応じ、関係資料を添付してください。

別紙様式3

課題提案書（事業の取組内容・実施方法に関する事項）

公募申請を行う補助対象事業について、具体的な取組内容や実施方法を記載してください。

1 中核的フードバンク活動支援事業

(1) 未利用食品の寄附の受入れ
※主な受入先(寄贈元)、回収方法、時期・頻度等も含めて記載してください。
(2) 複数の市町村の生活困窮者等への食品の提供
※主な提供先、提供方法、時期・頻度等も含めて記載してください。
(3) (1) 又は (2) に向けた関係者との情報交換会の開催等
※情報交換会等の開催頻度、参加する関係者の属性等も含めて記載してください。
(4) 千葉県内の他のフードバンクの立上げ又は運営に係る助言等
※他のフードバンクから相談を受ける体制、助言等の実施方法等も含めて記載してください。

(5) 地域拠点フードバンクが行う生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組の実施に係る助言又は物資の提供・貸出等

※地域拠点フードバンクから相談を受ける体制、助言等の実施方法等も含めて記載してください。

(6) 食品等寄附団体の開拓

※寄附団体の新規開拓に向けた広報や団体への働きかけの方法・頻度も含めて記載してください。

別紙様式3

課題提案書（事業の取組内容・実施方法に関する事項）

公募申請を行う補助対象事業について、具体的な取組内容や実施方法を記載してください。

2 地域拠点フードバンク活動支援事業

（1）中核的フードバンクからの未利用食品の受入れ

※回収方法、時期・頻度等も含めて記載してください。

（2）圏域内の複数市町村(*)の生活困窮者等への食品の提供

*単一の市により構成される圏域(千葉圏域、船橋圏域、柏圏域、野田圏域、市原圏域)
については「圏域内の複数市町村」との記載は「圏域内」に読み替える。

※主な提供先、提供方法、時期・頻度等も含めて記載してください。

（3）圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐための取組

※取組の区分に応じて、以下に示す事項も含めて記載してください。

- ・食品配付会・炊き出しを行う場合…実施方法、頻度、共同で実施する機関の属性
- ・食料支援において連携する支援機関の開拓…開拓に向けた広報や働きかけの方法・頻度

所要額調書

1. 中核的フードバンク活動支援事業

(単位:円)

【A】補助率 8/10メニュー				
(1) 未利用食品の寄附の受入れ				
(2) 複数の市町村の生活困窮者等への食品の提供				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
(3) (1)又は(2)に向けた関係者との情報交換会の開催等				
(4) 千葉県内の他のフードバンクの立上げ又は運営に係る助言等				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
補助対象経費計	0	➡ ×8/10	交付基本額A	0

【B】補助率 1/2メニュー				
(5) 地域拠点フードバンクが行う生活困窮者等を支援機関へつなぐ取組の実施に係る助言又は物資の提供・貸出等				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
(6) 食品等寄附団体の開拓				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
補助対象経費計	0	➡ ×1/2	交付基本額B	0

誓約欄

☐	本補助金を除く国の補助金等において活用可能な補助金があった際には活用に向けて申請を行います。	補助金所要額 (上限額14,000千円)	0

- ※ 「交付基本額」欄には、「補助対象経費計」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- ※ 「補助金所要額」欄には、「交付基本額A」と「交付基本額B」の合計と上限額(14,000千円)を比較して少ない方の額を記入すること。

所要額調書

2. 地域拠点フードバンク活動支援事業 (単位:円)

【A】補助率 8/10メニュー				
(1) 中核的フードバンクからの未利用食品の受入れ				
(2) 圏域内の複数市町村の生活困窮者等への食品の提供				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
補助対象経費計	0	➡ × 8/10	交付基本額A	0

【B】補助率 1/2メニュー				
(3) 圏域内の生活困窮者等を支援機関へつなぐための取組				
費目	補助対象経費	積算		
小 計	0			
補助対象経費計	0	➡ × 1/2	交付基本額B	0

誓約欄

☐	本補助金を除く国の補助金等において活用可能な補助金があった際には活用に向けて申請を行います。	補助金所要額 (上限額1,500千円)	0
--------------------------	--	------------------------	---

- ※ 「交付基本額」欄には、「補助対象経費計」に補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)を記入すること。
- ※ 「補助金所要額」欄には、「交付基本額A」と「交付基本額B」の合計と上限額(1,500千円)を比較して少ない方の額と記入すること。

別紙様式5

団 体 の 概 要

- 1 団体の名称
- 2 主たる事務所の所在地
- 3 代表者の役職名及び氏名
- 4 設立年月日
- 5 事業年度（ 月～ 月）
- 6 設立目的
- 7 事業の内容
- 8 特記すべき事項
- 9 添付書類
 - (1) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの）及び総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算等
 - (2) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）
 - (3) その他参考資料

別紙様式6

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、公募参加表明書の提出をもって誓約いたします。